

(避難施設の管理)

- 第 52 条 令別表第 1 に掲げる防火対象物の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に定めるところにより避難上有効に管理しなければならない。(う)(せ)(ひ)
- (1) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持すること。
 - (2) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第 1 に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。(う)
 - (3) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。(せ)
- 2 旅館、ホテル又は宿泊所には、各宿泊室の見やすい場所に、当該宿泊室から屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を掲出しなければならない。(さ)

条則

(避難経路図)

- 第 10 条 条例第 52 条第 2 項に規定する避難経路図には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 避難施設及び避難器具の設置位置
 - (2) 避難経路
 - (3) 宿泊者に対する火災発生の伝達方法
 - (4) 避難上の留意事項
- (か)

【解説】

本条は、令別表第 1 に掲げる防火対象物の避難のために使用する施設の管理に関し、床面の適正な維持及び避難口を設ける戸の管理について定めるとともに、適切な避難を行うため、旅館等の宿泊室に避難経路図の掲出を規定したものである。

1 第 1 項

- (1) 「その他避難のために使用する施設」とは、屋上広場、バルコニー、ひさし、スロープ、ドライエリア等をいう。
- (2) 第 1 号の「つまづき、すべり等を生じないように」とは、避難の支障となる凹凸などがなく、かつ、階段通路等すべりにくくするため、すべり止めを設ける等の措置をいう。また、破損等が生じた場合には速やかに修理することが必要である。
- (3) 第 2 号の「廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造」とは、戸が 180 度に開放でき、壁と平行となる構造をいう。

なお、本条でいう「避難口」とは、次の出入口をいう。

ア 屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室出入口

イ 避難階又は地上に通ずる直通階段及びその附室の出入口（劇場等にあつては、他の出入口を含む。）

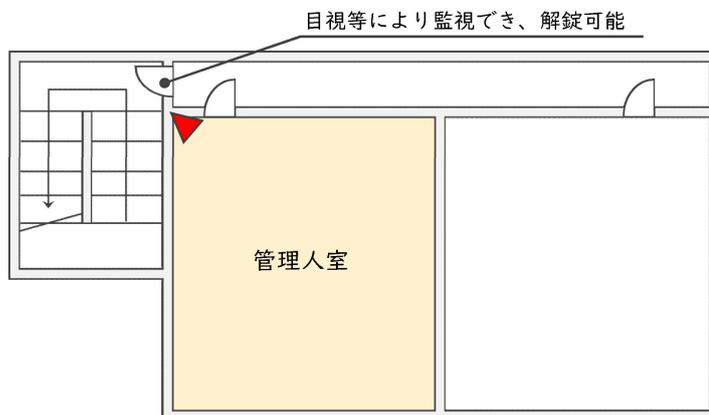
ウ 非常の際、避難専用とするために設けた出入口

(4) 第2号の「内開き以外の戸」とは、外開き戸のほかには、引き違い戸、片引き戸、押し上げ戸等が考えられる。また、シャッターの場合はくぐり戸のあるものに限る。

(5) 第3号の「非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの」とは、自動火災報知設備又は非常警報設備の作動と連動して自動的に解錠される構造のものをいう。

なお、管理人が避難口の直近から避難口の状況を目視等により常時監視し、解錠できる場合に於いても「非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの」と同等とみなす。

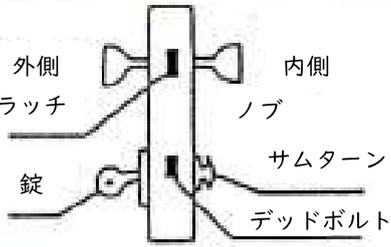
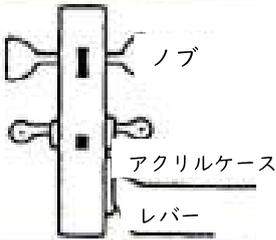
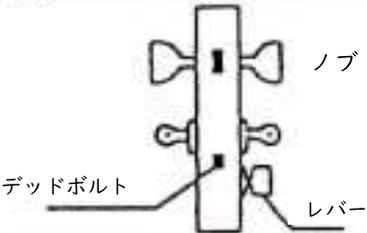
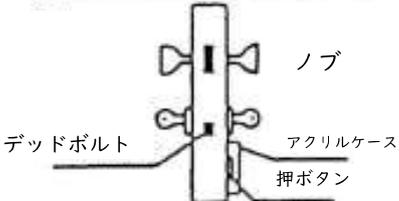
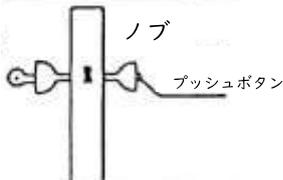
例：常時監視のイメージ

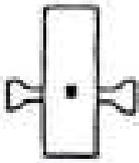


(6) 「屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造」とは、避難しようとする際に、かぎ、IDカード、暗証番号等を用いることなく容易に解錠できる構造のもので、例えば次のタイプのものをいう。

なお、物理的な鍵の操作を伴わない電子錠を用いる場合は、停電時においても、正常動作を担保する機能や一斉開錠の機能があるものに限る。

「屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造」の種類

種別	開放方法
<p>No.1 箱錠</p> 	<p>サムターンを回して開錠し、更にノブを回すことにより開放できる。</p>
<p>No.2 非常錠(1)</p> 	<p>レバーを回して開錠し、更にノブを回すことにより開放できる。 ※ アクリルケースをはずすことは一の動作として扱わない。</p>
<p>No.3 非常錠(2)</p> 	<p>押板を押すとデッドボルトが引込み、解錠、開放ができる。 ※ 解錠時にはラッチが働いていないものであること。</p>
<p>No.4 非常錠(3)</p> 	<p>押しボタンを押すのみでデッドボルトとラッチが引込み、解錠、開放ができる。</p>
<p>No.5 パニックバー</p> 	<p>押棒を押すのみで解錠、開放ができる。</p>
<p>No.6 円筒錠</p> 	<p>内側からノブを回すのみで解錠、開放ができる。</p>

<p>No.7 空錠</p> 	<p>内、外からノブを回すのみで開放できる。 (錠はついていない。)</p>
--	--

2 第2項

- (1) 適用範囲は、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分のみでなく、一般住宅扱いとしている防火対象物（民宿等）にあっても適用となるものである。

避難経路図を掲出しなくとも避難上支障のない場合（例えば宿泊室が庭等の安全な場所に接している避難階の場合で容易に避難できるもの）は、適用しないことができる。

- (2) 「屋外へ通じる」とは、宿泊室の当該階の平面図に記載された避難施設に至った後の経路については、特に支障のない限り下階の経路図は要さないものとする。

(3) 避難経路図の設置要領

ア 設置箇所

宿泊室の出入口の扉の室内側又は扉の近くの壁体部分

イ 記載事項

- (ア) 避難施設（避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設）及び避難器具の設置位置

(1) 避難経路

- α 宿泊室から避難階を経て屋外までの経路を赤色の線で明示する。
- β 宿泊室から出る位置から見た平面図とすること。
- γ 避難器具への経路表示は細線、点線又は注意書きとする等、状況により運用すること。

(ウ) 宿泊者に対する火災発生の伝達方法

火災が発生した場合のベル鳴動、マイク放送、従業員による誘導など、宿泊者が速やかに、適確に避難できるための伝達方法

(エ) 避難上の留意事項

エレベータを使用しないこと、宿泊室に入ったら避難施設を確認することなどを促す記載

- (オ) 記載事項については、英字などにより付記することが望ましい。

ウ 掲示板の大きさ等

誰が見ても一目で避難経路が識別できるものでなければならないが、おおむねA4版以上とすること。